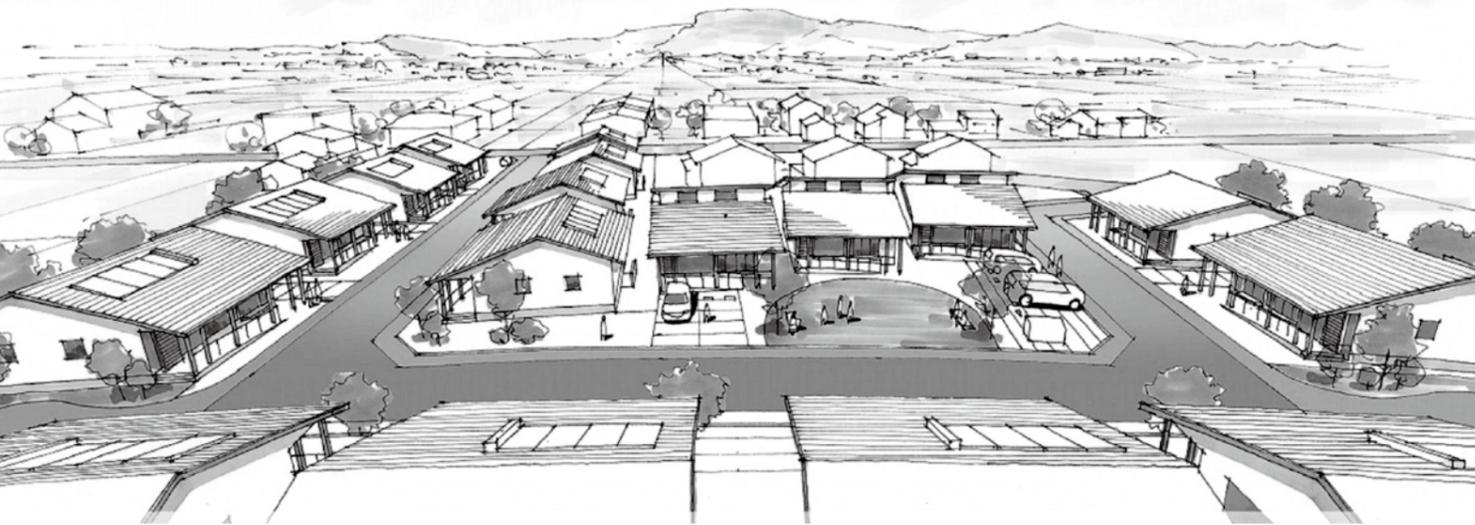


軒下空間が集落全体に連なり  
包み込まれるような  
あたたかいコミュニティがうまれますー



※小坂地区災害公営住宅のイメージです

## Important

単独住宅(木造仮設住宅)に入居するためにはー

### ■本申込み期間・時間

災害公営住宅と同一

### ■受付場所

災害公営住宅と同一

### ■単独住宅の入居要件

次の①～⑤のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ① 75歳以上の単身世帯
- ② 年間収入が80万円以下の世帯
- ③ ペットを飼育している世帯（現在飼育しているペットに限る）
- ④ 特別の事情により町長が認めた世帯

※単独住宅においても災害公営住宅の入居要件を原則すべて満たしている必要があります。

### ■本申込みに必要なもの

災害公営住宅と同一

### ■本申込みについての注意点

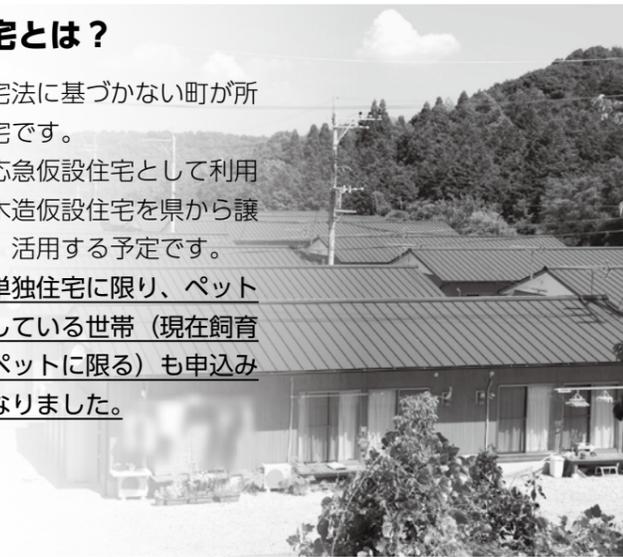
災害公営住宅と同一

## 単独住宅とは？

公営住宅法に基づかない町が所有する住宅です。

今後、応急仮設住宅として利用している木造仮設住宅を県から譲り受けて、活用する予定です。

また、単独住宅に限り、ペットの飼育をしている世帯（現在飼育しているペットに限る）も申込みが可能になりました。



単独住宅（木造仮設住宅）（1DK・2DK・3DKのみ）

地区名	団地名	種類	戸数 (内ペット可)	時期	備考
木倉	南木倉仮設	木造 長屋	28 (12)	平成31年度中	変動あり
木倉	西木倉仮設	木造 長屋	8 (4)	平成31年度中	変動あり
高木	甘木仮設	木造 長屋	8 (4)	平成31年度中	変動あり
田代	田代東部仮設	木造 長屋	13 (6)	平成31年度中	変動あり

※変動ありについては、戸数・時期が変わる場合があります。

## 災害公営住宅等の本申込みについて

☎ 建設課 住宅係 ☎ 282-1312

平成28年熊本地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

さて、御船町では被災した人の再建支援として、「災害公営住宅・単独住宅・町営住宅」の整備をしており、入居者を募集するため、下記のとおり本申込み受付を行います。

なお、この本申込みの結果に基づき、入居が決定される重要な申込みですので、災害公営住宅等へ入居を希望される世帯は、必ず期限内に申込みをお願いします。

### 入居開始時期（予定）

災害公営住宅（2LDK・3LDKのみ）※古閑迫団地のみ一部2DK

地区名	団地名	種類	戸数	時期	備考
上野	古閑迫	木造 戸建	10	平成31年 6月予定	
小坂	小坂	木造 戸建	19	平成31年 8月予定	
御船	1丁目（2期）	共同住宅 S造2階建	20	平成31年 11月予定	変動あり
木倉	西木倉	共同住宅 S造2階建	8	平成31年 12月予定	変動あり
滝川	旭町	共同住宅 S造2階建	8	平成31年 12月予定	変動あり
御船	1丁目（1期）	共同住宅 RC造3階建	20	平成31年 12月予定	変動あり
高木	上高野	木造 戸建	15	平成32年 2月予定	変動あり

※変動ありについては、種類・戸数・時期が変わる場合があります。

既存町営住宅（3DK・3LDKのみ）

地区名	団地名	種類	戸数	時期	備考
辺田見	中原団地	RC・木造戸建・3LDK	15	平成31年 4月予定	変動あり
玉虫	玉虫団地	コンクリートブロック造・2階建・3DK	5	平成31年 4月予定	変動あり

※変動ありについては、戸数・時期が変わる場合があります。

### ■本申込みについての注意点

- ・申込者以外が提出する場合は、名義人の印鑑・代理人の印鑑・身分証明書が必要です。
- ・受付後の申込書の内容変更はできませんのでご注意ください。
- ・ペットの飼育は不可とします。（単独住宅については、一部ペット飼育を可とします）
- ・入居後は、家賃・敷金・駐車場代・共益費等の支払いが必要です。
- ・町税等の滞納がある人は個別にご相談ください。

## Important

災害公営住宅・町営住宅に入居するためにはー

### ■本申込み期間・時間

**9月25日(火)～10月26日(金)**

※土日祝日を除く

※ただし、**10月21日(日)は受付を行います**

**9時～12時 13時～17時**  
(平日・休日共通)

### ■受付場所

**役場庁舎1階 本申込み受付窓口**

※原則として、上記窓口で受け付けます。  
※遠方に避難している等の理由で受付窓口に来られない方は、簡易書留に限り郵送での申込みも受け付けます。  
(必ず日中に繋がる電話番号の記入をお願いします)

### ■災害公営住宅等の入居要件

次の①～⑤の全ての要件を満たす必要があります。  
①平成28年熊本地震により御船町で被災し、住宅が滅失した人

※半壊判定以上の未解体世帯についても自己都合によらない退去の場合は入居可

- ②現に住宅に困窮している人
  - ③被災者生活再建支援制度の加算支援金の申請及び受給をしていない人
  - ④申込者および入居世帯に暴力団員がいないこと
  - ⑤町税等の滞納がないこと（原則、本申込み時まで完了すること）
- ※入居時には、敷金の支払い、連帯保証人が必要です。

### ■本申込みに必要なもの

- ・入居本申込書
- ・印鑑
- ・り災証明書の写し（仮申込みをされた方は不要）
- ・解体証明書の写し又は滅失登記簿謄本の写し（仮申込みをされた方は不要）
- ・平成30年1月1日時点で御船町に住民票がない方は、所得証明書若しくは入居予定者全員の所得が確認できる書類
- ・障がい者・要介護者であることが確認できるもの